特定施設入居者生活介護事業所
軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお
（含む介護予防特定施設入居者生活介護）
運　営　規　程

社会福祉法人　博愛会

（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお
運　営　規　程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人博愛会が設置運営している（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所軽費老人ホームケアハウス博愛みちしおにおける、（介護予防）特定施設入居者生活介護事業の運営及び入居に関する必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第２条　（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

２．入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供に努める。

３．事業を運営するに当たって、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４．事業の実施に当たっては、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２４年和歌山県条例第６５号）及び「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成２４年和歌山県条例第６６号）を遵守する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名　称　軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお（以下「施設」という。）

（２）　所在地　和歌山県日高郡日高町大字阿尾字洲野６４６番地

第２章 職員の職種、人数及び職務内容

（職員の職種、人数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる

（１）管理者　　１名

施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）介護職員等

生活相談員	１名
介護職員	１５名以上
看護職員	２名以上
機能訓練指導員	１名以上
計画作成担当者	１名

職員は、介護の提供等に努める。

（勤務体制の確保等）

第５条　入居者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を作成し、これを定めるものとする。

２．施設の職員によって、（介護予防）特定施設サービスを提供できるものとする。但し、入居者の処遇に直接影響のない業務についてはこの限りではない。

３．職員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保する。

（１）新任研修

採用後６か月（毎月２回）

（２）継続研修

毎月１回

第３章　（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所の入居者数

（入居者定員）

第６条　施設における入居者定員は５０名・居室は５０室とする。

（定員の遵守）

第７条　施設は、入居定員及び居室の定員を超えて（介護予防）特定施設入居者生活介護事業を行ってはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第４章　処遇内容及び利用料等の額

（介護内容）

第８条　介護内容は次のとおりとし、介護に当たっては、介護職員の人員配置を手厚くし、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

（１）　１週間に２回以上適切な方法により入浴又は清拭を行う。

（２）　心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

（３）　オムツを使用せざるを得ない場合は、適切に取り替えを行う。

（４）　食事、離床、着替え、整容等その他日常生活上の世話を適切に行う。

（食事の提供）

第９条　入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うとともに、その者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

（機能訓練）

第１０条　入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な生活機能の回復又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第１１条　施設の看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

（相談及び援助）

第１２条　施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

第１３条　施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を提供するものとする。

２．施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、同意を得たうえで、代って行うものとする。

３．施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（利用料等の受領）

第１４条　施設に係る利用料、その他の費用は次のとおりとする。

一　（介護予防）特定施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬）によるものとし、当該（介護予防）特定施設サービスが法定代理受領サービスである場合は、当該利用者の負担割合証に記載された割数の支払いを受けるものとする。

二　法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）特定施設サービスを提供した利用料については、厚生労働省の定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

三　前二号の支払いを受ける額の他、次のいずれかに該当する場合は、その費用の支払いを受けるものとし、又利用料については別途これを定めるものとする。

ア　介護費　　通常の職員配置より多く職員を配置し、手厚い介護を行うのに要する費用

要支援１　　８，１８０円、要支援２・要介護１　１２，９０７円、
要介護２　１８，１７９円、要介護３　２３，４５２円、
要介護４　２８，７２４円、要介護５　２８，９０８円

イ　おむつ代　実費

ウ　（介護予防）特定施設サービスにおける、日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められる費用　実費

２．前項第三号に該当する費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ入居者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

３．施設は、第一項第三号に該当する費用の額を変更することができる。その際にはあらかじめ入居者又はその家族に対してその根拠について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

（保険給付請求のための証明書の交付）

第１５条　法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）特定施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容及び費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供書を入居者に交付するものとする。

（健康保持）

第１６条　職員は努めて健康に留意すること。

（入居生活上のルール）

第１７条　入居者は、相談援助、家族的共同生活の向上に努めるとともに、当施設の諸規定を守り、看護・介護職員の支持指導に従い、施設の運営に協力しなければならない。

２．入居者は、管理者の定めた日課に従い行うよう努めなければならない。
３．管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
４．指定された場所以外で火気を用いてはならない。
５．喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。
６．その他管理者が定めたこと。
７．施設の設備の使用に当たっては、管理者に許可を得なければならない。

第５章　施設運営に関する事項

（内容及び手続きの説明及び同意）

第１８条　（介護予防）特定施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（受給者資格等の確認）

第１９条　当施設は、（介護予防）特定施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

２．前条の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、この意見に配慮して（介護予防）特定施設サービスを提供するように努めるものとする。

（入退所）

第２０条　当施設は、身体上又は精神上の障害があるため介護を必要としかつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、（介護予防）特定施設サービスを提供するものとする。

２．当施設は、正当な理由なく、（介護予防）特定施設サービスの提供を拒んではならない。

３．当施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。

４．当施設は、入居申込者の入居に際しては、心身の状況、病歴等の把握に努め、その家族に対し、医師による診断書の提出を求めるものとする。

５．当施設は、入居者について、その心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか、生活相談員、介護職員、看護職員、計画作成担当者等の間で協議するものとする。

６．当施設は、その心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営

むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望を勘案し、円滑な退所にために必要な援助を行うものとする。

７．当施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第２１条　入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

２．当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（入退所の記録の記載）

第２２条　入居に際しては、入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては、退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（(介護予防）特定施設サービスの取扱方針）

第２３条　当施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

２．(介護予防）特定施設サービスの提供は、(介護予防）特定施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行うものとする。

３．(介護予防）特定施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うとともに、入居者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

４．(介護予防）特定施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならないものとする。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、当該入居者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

５　当施設は、自らその提供する（介護予防）特定施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（(介護予防）特定施設サービス計画の作成）

第２４条　管理者は、計画作成担当者に（介護予防）特定施設サービス計画に関する業務を担当させるものとする。

２．（介護予防）特定施設サービス計画に関する業務を担当する計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者それぞれの状況等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

３．計画作成担当者は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他従業者との協議の上、当該入居者に対する（介護予防）特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。

４．計画作成担当者は、計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、文書にて同意を得るものとする。

５．計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画の作成後においても、（介護予防）特定施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、（介護予防）特定施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその計画の変更を行うものとする。

６．計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画を作成した際に、（介護予防）特定施設サービス計画を入居者に交付するものとする。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第２５条　当施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概３か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切に便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居することができるものとする。

（入居者に関する市町村への通知）

第２６条　当施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならないものとする。

（１）正当な理由なしに（介護予防）特定施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２）偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとしたとき。

第６章　緊急時における対応方法

（緊急時の対応）

第２７条　当施設職員は、（介護予防）特定施設サービスを行っているときに、入居者の状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医又は事業所の定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第２８条　入居者に対する（介護予防）特定施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２．入居者に対する（介護予防）特定施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

第７章　非常災害対策

（非常災害対策）

第２９条　管理者は、特別養護老人ホームひだか博愛園みちしおの消防計画に則り、火災、地震、水害その他の非常災害の防止に努めるものとする。

第８章　その他の運営に関する重要事項

（設備及び備品等）

第３０条　当施設の建物は、建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物とし、（介護予防）特定施設サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えるものとする。設備及び備品等に関する基準については、指定居宅サービス等事業の人員・設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日　厚生省令第３７号）第１７７条に規定するところによる。

（掲示）

第３１条　当施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、介護報酬の告示上の額、その他入居申込者のサービスの選択が必要な重要事項を掲示するものとする。

（広告）

第３２条　当施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

（情報の保護等）

第３３条　指定介護老人福祉施設に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の情報を漏らしてはならないものとし、職員が退職した後も同様とする。

２．居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文

書により入居者の同意を得なければならないものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第３４条　居宅支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を提供してはならない。

（苦情処理）

第３５条　提供した（介護予防）特定施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

２．提供した（介護予防）特定施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３．提供した（介護予防）特定施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（地域との連携）

第３６条　事業の運営に当っては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（衛生管理）

第３７条　入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具に管理を適正に行うものとする。

２．当施設において、感染症が発生しないよう万全を期するとともに、発生した場合には、まん延しないように必要な措置を講じるものとする。

（虐待の防止等）

第３８条　施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。
（３）施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第９章　会計区分及び記録の整備

（会計区分）

第３９条　（介護予防）特定施設サービス事業の会計をその他の事業と区分するものとする。

（記録整備）

第４０条　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備保管するものとする。
２．入居者に対する（介護予防）特定施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保管しなければならない。

（その他）

第４１条　この規程に記載のない事項並びに解釈に疑義が生じたときは、管理者に報告し、管理者はその処理に関して指示又は承認を受けるものとする。

附　則
この規程は、平成１６年１２月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１７年　４月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１７年１０月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１８年　５月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１９年　４月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２２年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１２月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年　５月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、令和　１年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、令和　２年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、令和　３年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、令和　４年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、令和　７年　４月　１日から施行する。